

要 望 書

平成30年6月13日

大阪弁護士会会長
竹岡 富美男殿

健全な法治国家のために声を上げる市民の会代表
八木啓代

私たちは、健全な法治国家を実現するために、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、写真家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人(市民)が、ネット上の議論や呼びかけに応じて集まった団体です。

このたび、森友学園にかかわる土地売買に関する近畿財務局の文書が大量に、廃棄・隠匿・改ざんされた問題につきまして、私たちは、公用文書等毀棄罪、虚偽有印公文書作成及び行使に刑事告発を行いました。本年5月31日、不起訴となりました。

この検察の決定を不服として、私どもは、本日、平成30年6月13日に大阪検察審査会に対して申し立てを行いました。それにあたりまして、以下の要請をさせていただきます。

数年前に、東京地検特捜部の田代政弘検事が、検察審査会に提出するために事実とまったく異なる偽報告書（自白していないにもかかわらず、自白したとするもの）を、おそらく上司の命令、すなわち、東京地検特捜部ぐるみで作成していたことが明らかになって問題になり、刑事告発が行われた際、検察はこれを「田代検事が少し前に読んでいた書籍の内容と勘違いした」などという、常識では信じられない理由で不起訴にしました。

そして、この問題が検察審査会に申し立てされたとき、多くの識者やメディアも、さすがに強制起訴は免れないのではないかという見解でしたが、不思議なことに、公正中立であるはずの補助弁護士に、なぜか、元検察高官の方が就任し、しかも、審査員が完全に入れ替わる9ヶ月もの期間をかけて審査し、結局、不起訴不当どまりの議決になったという事件がありました。

このとき、元検察高官であった補助弁護士が、なんとか起訴議決が出ないように、審査員を懸命に誘導し、起訴議決が出そうになると引き延ばして、審査員を入れ替えていたのではないかと、マスコミでも当時これを問題視する報道がありました。

しかも、このとき、問題の補助弁護士が、委員会などを経ず、東京弁護士会の会長と副会長の独断で選任されていたことも、その後、当会の質問状により明らかになっております。

また、同じく検察官が被疑者であった事件の検審議決書の中に、「上記の通り、嫌疑不十分であるとして、検察官の裁定を覆すまでには至らなかったが、これは、疑わしきは罰せずという大原則に従った」と書かれていたケースもありました。

これも、「検察審査会は裁判所ではなく」、むしろ、検察審査会に検察が提出する証拠は、検察が意図的に選択したものに限定されていると考えるべきであり、また、それらの証拠が捏造されていた前例すらあるというという事実を踏まえた上で、検察の不起訴に大きな疑いがある場合は、すべての証拠が明らかになる裁判所で判断を請う、という検察審査会の在り方の大原則をそもそも理解していない補助弁護士の「助言」が行われたことが、強く推認されるものでした。

大阪弁護士会におかれましては、そのような中立性・公平性に疑惑を持たれたり、あるいは、検察審査会の在り方をそもそも理解しておられないような補助弁護士の方を選任されるようなことはないと思っておりますが、そのような事例が、ほんの数年前にあったこともあり、くれぐれも不透明な選考が行われることがないよう、お願い申し上げる次第です。

以上